附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条及び第四条において「法」という。）第六条第一項の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行前にした法第七条第一項の規定による確認は、同項第三号の要件については、この省令による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条　この省令の施行前にした法第十一条第五項の規定による行為者証の交付については、この省令による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第五条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法規的告示

○国家公安委員会告示第四十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十八日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　次の表の上欄に掲げる都道府県道（道路法第三条第三号に規定する都道府県道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分 ［略］ ［三・四　略］	［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

路線名	区間
［略］	
県道加古川小野線	加古川市から小野市まで
［略］	

路線名	区間
［同上］	
県道加古川小野線	加古川市野口町から同市八幡町まで
［同上］	

附　則

この告示は、令和七年十一月三十日から施行する。

○こども家庭庁・厚生労働省告示第十号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の規定に基づき、児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和七年こども家庭庁・厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　上野賢一郎